

添付法令資料 4 :

加工食品の登録に関する 2017 年 12 月 20 日付インドネシア共和国  
医薬品食品監督庁長官規則 No.27 (目次)  
2018 年 1 月 8 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 基準
  - 第 1 節 加工食品の基準 (第 5 条ないし第 15 条)
  - 第 2 節 事業者及び登録者の基準及び責任 (第 16 条ないし第 18 条)
- 第 3 章 加工食品登録サービス (第 19 条ないし第 21 条)
- 第 4 章 加工食品登録の要件
  - 第 1 節 新規登録の要件 (第 22 条)
  - 第 2 節 変更登録の要件 (第 23 条ないし第 25 条)
  - 第 3 節 再登録の要件 (第 26 条及び第 27 条)
  - 第 4 節 加工食品のラベルの要件 (第 28 条)
- 第 5 章 加工食品の電子登録手続き
  - 第 1 節 事業者アカウントの登録 (第 29 条ないし第 34 条)
  - 第 2 節 新規登録 (第 35 条ないし第 43 条)
  - 第 3 節 変更登録 (第 44 条及び第 45 条)
  - 第 4 節 再登録 (第 46 条)
  - 第 5 節 優先サービス (第 47 条及び第 48 条)
- 第 6 章 マニュアルによる加工食品の登録手続
  - 第 1 節 新規登録 (第 49 条ないし第 59 条)
  - 第 2 節 変更登録 (第 60 条ないし第 70 条)
  - 第 3 節 再登録 (第 71 条)
- 第 7 章 加工食品の流通許可 (第 72 条ないし第 76 条)
- 第 8 章 費用 (第 77 条)
- 第 9 章 再審査 (第 78 条)
- 第 10 章 流通許可の有効期間 (第 79 条)
- 第 11 章 流通許可の実施 (第 80 条ないし第 82 条)
- 第 12 章 再評価 (第 83 条)
- 第 13 章 行政処分 (第 84 条ないし第 86 条)
- 第 14 章 経過規定 (第 87 条)
- 第 15 章 終則 (第 88 条及び第 89 条)